

はしがき

本書は、『ハイブリッド民法』シリーズの第1巻であり、民法総則を対象とする。民法総則は、財産法の最も抽象的な部分であり、多様なテーマを対象とする。私法の総論でもあることから、法律学の基本部分といえる。

本書の構成は、ハイブリッド民法シリーズ全体の方針に従うものである。まず、**Case**において、問題点を提示し、スムーズに解説に入り、制度の本質を理解できるようにした。民法総則は、民法、とくにその財産編の縮図ともいえる部分であり、抽象的な問題を具体化する必要があるからである。また、**Further Lesson**では、本文で触れなかったやや高度な事項を扱ったり、本文の整理を行った。そして、関連する話題を**Topic**でとりあげ、制度の理解を深めるようにした。読み手は、本文以外の興味のある部分を拾い読みすることもできるし、時間がないときには、読みとばすことも可能である。**Exam**では、いくつかの章の末尾において、演習問題を解くことにより、各章の理解が立体的になるように、また知識の整理と確認ができるようにしている。巻末の**Hybrid Exam**では、複数の章や他巻にもまたがる、より複雑な事例を用いて、復習と応用が可能となることを試みた。講義をきく際の予習・復習の教材として、受験の準備や独習用のテキストとして活用していただきたい。

本書の執筆者は、いずれも、法学部または法科大学院で、講義と演習の担当者であり、日々その改善に努力している。かねてから法学部と法科大学院を架橋する教材を求めており、本書がそのようなものとなることを目的としている。

最近の法改正の進展は早く、かつ量も多い。第1巻でとくに注意していただきたいのは、第3章の法人の部分である。2006年に成立した改正では、民法の大部分の関連規定が削除され（5条のみが残る）、特別法である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に譲られた。改正法の施行は、2008年と予想されるが、施行期日は必ずしも明確ではない。本書では、新法を基礎とした解説を行った（施行前の法は、2007年2月現在なお現行法であるが、本書では、これを改正前の法と称している。注意されたい）。もちろん、法人論や法人の能力などに関する従来の理論の重要性が減少するものではない。

法例も、「法の適用に関する通則法」と改められたが（施行は2007年1月）、民法総則に關係するのは旧法例2条のみであり、いわば口語化されたにすぎないから、これは該当部分で断るにとどめている。

本書の企画・作成にあたっては、法律文化社の秋山泰氏から、種々のアイデアや助力をいただいた。あらためてお礼を申し上げることにしたい。

なお、ごく技術的な問題であるが、西暦と年号を併記する場合に、明治・大正期については西暦を括弧書きにしてある（おもに第1章）。不統一であるが、理解の便宜上のためである。

2007年2月1日

小野 秀誠

第2版はしがき

法人に関する改正法が2008年12月に施行されたことから、本書の対応部分では相当の書き換えを行った。また、2013年2月には、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が公表された。対象となるのは主として債権総論の領域であるが、民法総則の時効もかなり大きな対象となっている。その意味では、本書（とくに10章）にも一定の影響を与えるものであるが、第2版では、限定的にのみ取り上げている。主たる対象領域ではないことと、改正の内容や時期がまだ不確定であることによる。すなわち、かなり大きな変更が予定されている時効法の概略や立法作業全体の動向について**Topic**を設けることにしたほかは、個々の分野でとくに注目する点や新判例についてのみ言及するにとどめている。

なお、改訂にあたって、法律文化社の野田三納子氏には、たいへん丁寧な校正をしていただいた。あらためてお礼申し上げることしたい。

2014年2月1日

小野 秀誠